

監査委員公表第6号

定例監査結果報告書について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和2年11月30日

戸田市監査委員 小川 千恵子

戸田市監査委員 峯岸 義雄

令和2年11月30日

## 令和2年度 定例監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を戸田市監査委員監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査対象

#### (1) 対象工事

新曽第二地区 新曽美女木線外1路線道路築造工事

#### (2) 対象課所

都市整備部 土地区画整理事務所

財務部 入札検査課

### 2 監査期間

令和2年10月1日から令和2年11月30日まで

### 3 監査の着眼点（評価項目）

- (1) 計画（事業計画と工事目的、計画の経緯、関連工事、補助金等）
- (2) 設計（基本的な考え、設計基準及び資料、経済性への配慮、仕様書等）
- (3) 積算（積算基準及び積算資料、歩掛及び単価、数量及び金額等）
- (4) 契約（契約規則と執行、工事発注と施工業者決定等）
- (5) 施工（諸官庁との協議、監理、施工計画、施工体制、品質管理、安全衛生、環境保全等）

#### 4 監査の実施内容

業務委託による工事技術調査は、2名の調査員が監査委員事務局立会いの下、監査対象部署（土地区画整理事務所、入札検査課、工事受注会社）に対し質疑応答により書類並びに工事現場を確認した。

#### 5 監査の結果

監査対象となった事務について、おおむね適正に行われているものと認められた。なお、指摘事項には該当しないものの、今後の事務執行において改善が必要な事項については、工事技術調査員を通じて関係者に適正に処理を行うよう求めたところである。